

Q & A

	Q	A
1	職員個人が費用負担して受講する場合も補助対象となるのですか？	事業所が費用を負担して、所属職員に研修を受けさせる場合のみ補助対象となります。
2	既に登録特定行為事業者として登録されている場合は、補助対象者とはならないのですか？	補助対象者となります。
3	基本研修のみを受講する予定の職員がおります。この職員の基本研修に係る費用は補助対象となりますか？	補助対象となります。 <u>ただし、今後、京都市の支給決定を受けている障害者等へのサービス提供に備えて基本研修を受講する場合のみ対象です。</u>
4	基本研修を終えている職員がおります。この職員が実地研修を受ける場合、補助対象となりますか？	実地研修に要する費用のみ、補助対象となります。
5	同じ職員が何度も申請できるのですか？	支援対象の障害者が異なる場合には、何度でも申請は可能です。この場合、実地研修に要する費用が補助対象となります。
6	京都市外の事業所が申請することは可能ですか。	補助対象者は京都市内の事業所に限定させていただいております。また、京都市内の事業所であっても対象者が京都市から支給決定を受ける障害者（児）でなければ補助対象なりません。
7	京都市外の研修機関を利用する場合でも補助対象となりますか？	補助対象となります。
8	申請時に必要な、職員が所属していること、の分かるものとは具体的に何ですか？	雇用契約書（写し）や職員証のコピーを想定しています。
9	登録特定行為事業者の登録とはどのように行うのですか？	京都府健康福祉部高齢者支援課にお問い合わせください。また、京都府のホームページにも詳細が掲載されています。 (075-414-4672)
11	喀痰吸引等研修とはどのような内容ですか？また、申込方法等を教えてください。	研修の開催、募集要項については、随時WAMNET京都府ページに掲載されます。各研修の問い合わせ先は、以下のとおりです。 第1号・第2号研修 京都府健康福祉部高齢者支援課 (075-414-4672) 第3号研修 京都府健康福祉部障害者支援課 (075-414-4653)

医療的ケアを提供するまでの手続きの方法等については、京都市情報館に掲載している、京都市障害者自立支援協議会医療的ケア部会で作成した、「**障害のある方の医療的ケアの進め方（令和5年11月）**」を御参照ください。